

青森県立郷土館規則

昭和 48 年 3 月 31 日
青森県教育委員会規則第 8 号

青森県立郷土館規則をここに公布する。

青森県立郷土館規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、青森県立郷土館（以下「郷土館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分課)

第 2 条 郷土館に、総務課及び学芸課を置く。

(所掌事務)

第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- 三 文書類の收受、発送及び保存に関する事。
- 四 予算及び決算に関する事。
- 五 物品の出納及び管理に関する事。
- 六 使用料の徴収及び免除に関する事。
- 七 施設設備の管理に関する事。
- 八 ホールの利用に関する事。
- 九 青森県立郷土館協議会に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に関する事。

第 4 条 学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 郷土館資料の収集、保管及び展示に関する事。
- 二 郷土館資料の説明及び助言等に関する事。
- 三 郷土館資料の調査研究に関する事。
- 四 郷土館資料の案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び配布に関する事。
- 五 講演会、講習会、映写会、研究会等の開催及びその援助に関する事。
- 六 郷土館事業の広報に関する事。

(職員の職)

第 5 条 郷土館に、次の職を置く。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 課長
- 四 学芸員

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。

- 一 総括主幹

- 二 学芸主幹
- 三 研究主幹
- 四 主幹
- 五 主任学芸主査
- 六 主任研究主査
- 七 学芸主査
- 八 研究主査
- 九 主査
- 十 主事
- 十一 研究員
- 十二 技師
- 十三 学芸員補

3 前二項各号に掲げる職には、事務職員又は技術職員をもって充てる。

4 第一項及び第二項に規定する職のほか、次の職員を置くことができる。

- 一 技能技師
- 二 技能主事

(職員の職務)

第6条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

4 学芸員は、上司の命を受け、郷土館資料の収集、保管、展示及び調査研究の専門的事項を処理する。

5 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

6 学芸主幹及び研究主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な専門的事項を掌理する。

7 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

8 主任学芸主査及び主任研究主査は、上司の命を受け、郷土館資料に関する高度な専門的事項を掌理し、専門的事項の処理の連絡調整に当たる。

9 学芸主査及び研究主査は、上司の命を受け、郷土館資料に関する高度な専門的事項を処理する。

10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。

11 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。

12 研究員は、上司の命を受け、郷土館資料の調査研究の専門的事項を処理する。

13 学芸員補は、上司の命を受け、学芸員及び研究員の職務を助ける。

14 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

15 技能主事は、上司の命を受け、労務的業務に従事する。

(開館時間)

第7条 郷土館の開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- 一 五月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後六時まで
- 二 十一月一日から翌年の四月三十日まで 午前九時から午後五時まで

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 8 条 郷土館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、臨時に休館することができる。

一 年末年始 十二月二十九日から一月三日まで

二 館内整理日 郷土館資料の整理及び保存処理に要する日として年間十日以内

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは休館日に開館することができる。

(観覧券の交付)

第 9 条 郷土館資料を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、観覧券の交付を受けなければならない。

(ホールの利用の許可)

第 10 条 郷土館のホールを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、利用の日の七日前までに、ホール利用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、ホールの利用を許可したときは、利用者に、ホール利用許可書を交付するものとする。

(ホールの使用料の納付)

第 11 条 ホールの利用の許可を受けた者は、青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。)に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第 12 条 館長は、郷土館資料の観覧が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第四条の規定により、使用料の全部を免除するものとする。

一 教育課程に基づく学習活動として特殊教育諸学校高等部の生徒が観覧するとき。

二 教育課程に基づく学習活動として観覧する小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特殊教育諸学校の児童、生徒を引率する教職員等が観覧するとき。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による児童福祉施設に入所している少年及び引率する当該施設の職員が観覧するとき。

四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が観覧するとき。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が観覧するとき。ただし、免除する付添人は、当該障害者一人につき一人までとする。

六 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている者が観覧するとき。

七 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による老人福祉施設に入所している者及び引率する当該施設の職員が観覧するとき。

八 前各号に掲げるもののほか、館長が特に使用料の免除を必要と認めるとき。

2 館長は、ホールの利用が博物館の目的にふさわしい資料展示、講習会、研究会等のためであつて、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第四条の規定により使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

- 一 専ら小学校、中学校、中等教育学校前期課程及び特殊教育諸学校の児童、生徒並びに前項第三号から第七号までに規定する者を対象とする事業のために利用するとき 使用料の全部の額
- 二 地方公共団体又は芸術文化の振興を目的として活動している団体が利用するとき 使用料の二分の一の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、館長が特に使用料の免除を必要と認めるとき 使用料の二分の一の額

(資料の貸出)

第13条 郷土館資料の貸出を受けようとする者は、資料貸出許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、郷土館資料の貸出を許可したときは、貸出許可書を交付するものとする。

3 郷土館資料の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(郷土館資料の滅失等の報告)

第14条 郷土館資料の貸出を受けた者が、当該資料を滅失し、又は損傷したときは、ただちに館長に資料滅失(損傷)報告書を提出し、館長の指示を受けなければならない。

(資料の寄託)

第15条 郷土館に資料を寄託しようとする者は、寄託申込書を館長に提出し、その承諾を得なければならない。

(施行事項)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

(技能職員等の給与に関する規則の一部改正)

2 技能職員等の給与に関する規則(昭和36年3月青森県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和51年教委規則第3号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年教委規則第11号)

この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第9号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。